

平成28年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成28年6月2日

午前9時54分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 山田英二君
人事課長 三浦明君	監査委員 井上喜一君

教育委員長	田部井 紀美子 君	教 育 長	片 倉 照 彦 君
教 育 部 長	竹 島 基 量 君	会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	北 田 喜 史 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 章 司 君

平成28年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月2日（木曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報 第4号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○議第36号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する
意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報 第5号 平成27年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報 第6号 平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告

○報 第7号 平成27年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告

○議案の一括上程（報第8号より議第35号までの12議案について）

- 町長より提案理由の説明
 - 上程議案の委員会付託について
 - 散 会
-

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

- 発議第6号 消費税10%への増税中止を求める意見書取り下げの件
-

午前9時54分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

議事に入ります前に、先日の熊本地震により被災された方々にお見舞いを申し上げます、被災地の一日も早い復興を皆様方とともにご祈念申し上げたいと思います。

それでは、これより平成28年田原本町議会第2回定例会を開会いたします。

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のお許しをいただきまして、平成28年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のために多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席いただき、今期定例会を開会でき得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。次第でございます。

今回の熊本地震により多くの尊い命が失われました。犠牲となられた方々のご遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を願っているところです。

さて、6月を迎え木々の緑もより色濃くなってまいりました。今年も間もなく梅雨の季節となってまいります。最近の梅雨はゲリラ豪雨などの局地的な降雨があり、それによる水害の危険性が高まっていく季節でもあります。本町におきましても田原本町地域防災計画に基づき、町民の生命と財産を守るため万全を期してまいりたいと考えております。

今期定例会におきましては、8件の報告事項及び9議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくご祈念申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は9日までの8日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） 続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条の規定により指名いたします。7番、西川議員、8番、竹邑議員、10番、吉田議員、以上3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成28年3月25日、4月25日及び5月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する平成28年2月29日、3月31日並びに4月30日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

報第4号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第4号、町長の専決事項の指定についてを報

告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、損害賠償2件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。

本日、10番、吉田議員から提出された発議第6号、消費税10%への増税中止を求める意見書について、取り下げしたいとの申し出があります。

よって、意見書取り下げの件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。

発議第6号 消費税10%への増税中止を求める意見書取り下げの件

○議長(辻 一夫君) それでは、提出者から取り下げ理由の説明を求めます。10番、吉田議員。

○10番(吉田容工君) おはようございます。それでは、発議第6号、消費税10%への増税中止を求める意見書について取り下げの理由を説明させていただきます。

来年の4月から消費税が増税され大変という住民の皆さんの声を聞き本意見書を提出いたしました。ところが、昨日安倍首相が消費税を10%に増税する日を平成31年10月まで2年半再延期する考えを表明されました。実質賃金が5年連続マイナス、年金給付額の連続引き下げが多く国民の暮らしに多大な困難をもたらしている現状を認識された上で、消費税の再増税は国民の暮らしに大打撃を与えることを考慮された結果だと推察します。消費税10%への増税延期と中止では全く異なりますが、目先の増税への不安が払拭されたことから、消費税増税法に規定されている増税施行日を変更するための法律改正がまだ行われてないことに一抹の不安はありますが、本意見書を取り下げたいと考えます。どうか取り下げの賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(辻 一夫君) お諮りします。ただいま議題となっております件について取り下げを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第6号、消費税10%への増税中止を求める意見書の取り下げを許可することに決定しました。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長(辻 一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第36号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長(辻 一夫君) 議第36号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 議長のご指名によりまして、議第36号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字新木179番地の4、大橋 勉氏、昭和20年8月18日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(辻 一夫君) ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議第36号、人権擁護委員

候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり大橋 勉君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第5号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは、提出者より趣旨説明を求めます。6番、古立議員。

（6番 古立憲昭君 登壇）

○6番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について趣旨説明をさせていただきます。

その前に、先日の熊本地震において被災された方にお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧復興を願っております。

さて、この介護保険改正制度でございますが、平成27年6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で、次期介護保険制度改革（2018年度）に、要介護2以下の軽度者に対する福祉用具利用の給付抑制を検討することが盛り込まれました。さらに27年12月24日に経済財政諮問会議より提示された「経済・財政再生計画改革工程表」の社会保障分野の「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」において、軽度者にかかわる福祉用具貸与及び住宅改修にかかわる給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論とし、2017年度末までに関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講じると計画をされました。

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立

意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしております。また、福祉用具、住宅改修の利用者には軽度者が多くおられます。例えば、手すりや歩行器などの福祉用具は軽度者向けであり、転倒骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っております。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっております。

ここでもし一律に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則「自己負担」となれば、特に低所得者世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の「自立的な生活」を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

したがって、次期介護保険制度における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めるものでございます。

以上がこの意見書に対する趣旨説明でございます。議員各位におかれましては、趣旨の内容を十分ご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。小走議員。

○13番（小走善秀君） 一応今の説明の中でね、27年6月30日の「骨太の方針」で見直しを検討することが見込まれたと、こうなっていますが、この「骨太の方針」のどの部分に軽度者に対する見直しが記載されておるのか、その辺をちょっとお願いします。

それと、次期介護保険制度改正、これがいつ行われるのか、ちょっとその辺の回答をお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 古立議員。

○6番（古立憲昭君） この「骨太の方針」2015年のときには、軽度者に対するサービスの見直しと市町村事業への検討を明記しましたとここに書いておられますの

で、そこを読んでいただいたらわかると思います。

次に、次期改正の時期は、2016年末に審議会が結論出すようになっておりまして、そこで2017年通常国会に提出の予定となっております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは質問させていただきます。

今、小走議員のほうから質問があった点についてはなかなか難しいところで、私もどこなのかなあと思っていたんです。今日、事務局のほうに問い合わせますと、「経済財政運営と改革の基本方針2015」というのが、これが「骨太の方針」ということで、その33ページに「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」という項目があって、そこに軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具の貸与等やその他の給付について給付の見直しや地域支援事業への移行を含めた検討を行うと書いてあるという資料をいただきましたので、そうなのかなと思ったわけです。

ただ、こういうことを閣議決定されたということなんですけれども、ただ社会保障審議会介護給付費分科会というところでずっと議論されていて、去年の9月には福祉用具、住宅改修の種目の見直しをこれまでの3年に一度というのを1年に一度に変更するとか、モーター駆動の歩行器が保険の対象になるとか積極的な面が書かれていますし、さらに医療介護分野の改革の進捗状況ということでは、「予防給付の見直しと生活支援サービスの充実」という項目もあるんですね。その点では、今政府のほうで決められたことと実際審議されている中身が非常にややこしい状態になってると。そこで、閣議決定されましたので与党の皆さんがこれを決められたということなんで、その点はこういう住宅改修サービスがあることで、退院してからスムーズに自宅で生活できるとか、そういう点では大変ありがたいなと思っているわけです。その点ではなくなるのは困るなと思うわけなんですけれども。

聞きたいのは、何で与党のほうからこういう案件が出てきて、協力はさせていただきますよ。この意見書に協力させていただきますけれど、やはり政府の中で、そうではなくて充実したほうが良いよという意見を出していただくほうが、閣議決定した上で周りからそんなの駄目だというのも方法としてはありなんですけども、実際何でこんなことになっているのかなというのがわからないんで、決められた与党

のほうがまた各議会から充実させてくれということになってるといのがちょっとわからない、そこをちょっと教えてほしいんです。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 古立議員。

○6番（古立憲昭君） そこまで私自身、国会の方々の内容を把握してるわけではございませんので。ただ、この文面において高齢者の方が困られるということですので、我々としてはそういうことにならないようにということで我々のほうから意見書を国会のほうへ出させていただいておる状況でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。小走議員。

（13番 小走善秀君 登壇）

○13番（小走善秀君） それでは、ただいまの次期介護保険制度改正における見直しについての意見書について反対討論をさせていただきます。

先程も質問させていただきましたが、27年6月30日の閣議決定「骨太の方針」、この中に吉田議員も述べておられましたけれども、33ページね、ここには軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等やその他の給付について給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うと書いております。これは書いてますね。けれども、この意見書の中にある見直しを検討することが盛り込まれております。検討はするけども、あれを減らすっていうことはどこにも書いてないね。これを減らすことによって介護に支障があると、軽度者に対するそれを止めるとどうのこうのというお話がありましたが、そこまで何も決まってないのに、「骨太の方針」であたかも改正が決まっているような意見を出されるということは、いかにも政府の方針、「骨太の方針」が今言われるような弱者切り捨てだとかというそういう意見の範疇に含まれるような話なんですね。勝手にそんなことを決めてもらったら困ります。書いてない、検討することは書いているけれども、これを減らすというのは一つも書いてないです。まさに吉田議員が言われたように与党が一緒になって上げている意見について、与党側の人間があたかもそれが不備があるようにそう

いうことを言う、党派の問題でちょっと変だなという感じがしましたので、指摘させていただきます。

そして、このことについてはね、厚労省へ確認をいたしました。厚労省では、この福祉用具、それから住宅改修について一切まだ何もそのことについては検討しておりません、方針も決まっておりません、これから社会保障審議会において検討するものであり、今社会保障審議会で検討してるものでも何でもありませんと。

そして、先程の次期介護保険制度改正、これについて17年という話が出ましたが、次期介護保険制度の改正は平成30年に行う予定のようです。だから、その辺もちゃんともうちょっと検討してから言うてくださいよ。あやふやなこと言わんとね。そんなことでね、まだ決まってもいない、検討して減らすということも決まっていないのにこの意見書を出すというのはいかがなものかなと思いますので、反対させていただきます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、発議第5号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について賛成の討論をさせていただきます。

討論予定をしてなかったんですけども、ちょっと今反対意見をおっしゃったところにひっかかるところがありまして発言したくなりました。申しわけございません。

先ほど「骨太の方針」の生活援助サービス、福祉用具貸与等その他の給付について給付見直しを行うというところ、前の段階に保険料負担の上昇等を抑制することが書いてあるんですね。その点では、今まで保険の対象としてたところを減らすということが含まれてるとするのは非常にみそだと思うんですね。今、厚労省に聞かれたという話ですけども、それはまだ決まってないと思うんですけど、検

討されてることも……（「検討もしてない」と呼ぶ者あり）

検討もしてないと、なしですか。ただ、その点では非常に福祉用具、住宅改修のこのサービスが保険料負担を抑えるために削られたんでは困ると。特に、要介護2以下となりましたら、それは大きな影響が出ると思います。その点では、私どもは今の現状の福祉用具、住宅改修のサービスを維持してほしいと、良くしてほしいとまで言いませんけども、そのことが介護保険の安定につながるんじゃないかと思えますし、今利用されてる方の不安を払拭するということになると思いますので、本意見書に賛成いたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第5号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

報第5号 平成27年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第6号 平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第7号 平成27年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第5号、平成27年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告より、報第7号、平成27年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告までの3議案を議題といたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成28年田原本町議会第2回

定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第5号、平成27年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、情報セキュリティ強化対策事業ほか13件について総額4億8,366万7,320円を繰り越したものであり、報第6号、平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、公共下水道事業ほか1件について総額6,100万円を繰り越したものであり、また報第7号、平成27年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、介護保険システム改修事業134万1,360円を翌年度に繰り越したものであり、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの町長の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第5号より報第7号までの3議案については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第8号より議第35号までの12議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第8号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第35号、損害賠償の額の決定についてまでの12議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成28年田原本町議会第2回

定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第8号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は1,200万円の増額で、予算総額は127億7,300万円となります。

補正の内容といたしまして、教育費の増額で、早急に幼稚園3園7棟の耐震補強工事を施工するための実施設計業務に係る委託料を計上するものであり、契約等期日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年4月18日付で専決処分したものでございます。

次に、報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第10号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成28年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布になり、平成28年4月1日より施行になる改正部分について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、固定資産税における再生可能エネルギー発電設備に対する減額特例の追加や、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修を行った家屋に対する税額の減額手続における申請項目の追加、軽自動車税における一定の環境性能を有する車両に対する軽減措置、いわゆるグリーン化特例の適用期限の延長及びたばこ税や都市計画税における条文の整備でございます。

次に、報第11号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援金分等の課税限度額を引き上げるとともに、軽減対象世帯の拡充を図るための改正であり、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分したものでございます。

次に、議第28号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は2億411万8,000円の増額で、地方創生推進交付金事業に係る田原本町の歴史・文化資源活用事業を含んでおり、予算総額は129億

7, 711万8, 000円となります。

補正の内容といたしましては、総務費1, 015万円の増額で、田原本町ホームページのリニューアル業務の委託料でございます。

民生費335万5, 000円の増額で、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定に要する経費でございます。

衛生費900万円の増額で、現清掃工場解体工事の発注仕様書作成委託料でございます。

商工費1, 060万円の増額で、観光アプリ、ビデオ及びレンタサイクル用電動アシストつき自転車に要する経費でございます。

教育費1億7, 101万3, 000円の増額で、幼稚園園舎耐震補強工事に要する経費、田原本幼稚園での一時預かり事業のモデル事業実施に要する経費、唐古・鍵遺跡出土品保管のための収蔵庫設置、唐古・鍵考古学ミュージアムリニューアル工事に要する経費、唐古・鍵遺跡のイメージキャラクターである楼閣くんキャラクター商標登録及び唐古・鍵遺跡の小学校児童用副読本作成に要する経費でございます。

財源につきましては、国庫支出金、諸収入及び繰越金でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委託料及び観光ビデオ制作業務委託料でございます。

次に、議第29号、平成28年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的勘定の補正予算額は549万円の増額で、予算規模は8億9, 799万2, 000円となります。

補正の内容につきましては、奈良県水道局が実施する磯城郡3町の水道事業を広域化し効率的な事業運営を図るための調査である広域化事業計画作成に対する負担金及び損害賠償金であります。

財源につきましては、県補助金及び保険金であります。

次に、議第30号、田原本町議会の議決すべき事件に関する条例につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または廃止を求める旨の通知に関することを議会の議決事件とするため、制定するものでございます。

次に、議第31号、田原本町埋蔵文化財センター設置条例につきましては、現在の文化財保存課事務所を調査研究の拠点とする埋蔵文化財センターとして位置づけ、展示公開する唐古・鍵考古学ミュージアムと出土品を保管する収蔵庫を分室とするものであります。

次に、議第32号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関として平成27年4月1日に設置いたしました田原本町中学校給食検討委員会での調査及び審議が終了したことに伴い、当委員会を廃止するものでございます。

次に、議第33号、公共下水道整備等工事（特）第28-1号の請負契約締結につきましては、富本地内において下水道工事345.7メートルと上水道工事448.1メートルを契約金額5,074万560円で田原本町大字宮古345番地、株式会社堂浦土木、代表取締役堂浦克友と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第34号、財産の取得につきましては、田原本町交流促進施設道の駅建設事業の用地取得であり、田原本町土地開発公社で先行取得済みの土地6,313.04平方メートル、2億927万8,084円と地上権設定の土地730.38平方メートル、2,337万2,160円と固定資産税相当額で取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第35号、損害賠償額の決定につきましては、水道開栓業務を行った際、確認を怠ったことにより、部屋に浸水被害が発生し、建物に与えた損害を賠償するものであります。損害賠償額は117万円であります。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会におのおの付託いたしまして、休会中に審議を願うことにいたしました。

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(坂本定嗣君) それでは、委員会別付託議案を朗読いたします。

報第8号、平成28年度田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告から報第10号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告までの3議案につきましては、総務文教委員会。

報第11号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生建設委員会。

報第28号、平成28年度田原本町一般会計補正予算(第2号)につきましては、総務文教委員会並びに厚生建設委員会。

議第29号、平成28年度田原本町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、厚生建設委員会。

議第30号、田原本町議会の議決すべき事件に関する条例から議第32号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例までの3議案につきましては、総務文教委員会。

議第33号、公共下水道整備等工事(特)第28-1号の請負契約締結についてから議第35号、損害賠償の額の決定についてまでの3議案につきましては、厚生建設委員会。

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時41分 散会